

佐賀県規則第22号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第4条 研修部に農家研修課及び<u>指導者研修課</u>を置く。 （分掌事務）</p> <p>第5条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 養成部 略 研修部 農家研修課 農業及び農家経営に係る研修に関すること。 <u>指導者研修課</u> 農業の指導業務に係る研修に関すること。 （入学試験）</p> <p>第19条 略 2 略 3 推薦入学試験は、面接試験及び作文試験とする。 （受験等の手続）</p> <p>第20条 養成部の一般入学試験を受けようとする者は、<u>一般入学願書（様式第1号）</u>に、次に掲げる書類及び条例第8条に規定する入学試験手数料を添えて、これを校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</u> (2) <u>最終学校の長が作成した調査書</u> (3) <u>その他校長が必要と認める書類</u></p>	<p>第4条 研修部に農家研修課及び<u>技術研修課</u>を置く。 （分掌事務）</p> <p>第5条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 養成部 略 研修部 農家研修課 農業経営及び農業の指導に係る研修に関すること。 <u>技術研修課</u> 新規就農及び農業機械に係る研修に関すること。 （入学試験）</p> <p>第19条 略 2 略 3 推薦入学試験は、<u>筆記試験</u>、面接試験及び作文試験とする。 （受験等の手続）</p> <p>第20条 養成部の一般入学試験又は<u>推薦入学試験</u>を受けようとする者は、入学願書に、<u>校長が必要と認める書類</u>及び条例第8条に規定する入学試験手数料を添えて、これを校長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 <u>養成部の推薦入学試験を受けようとする者は、推薦入学願書(様式第1号の2)に、次に掲げる書類及び条例第8条に規定する入学試験手数料を添えて、これを校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>高等学校の長が作成した推薦書</u></p> <p>(2) <u>高等学校の長が作成した調査書</u></p> <p>(3) <u>その他校長が必要と認める書類</u></p> <p>3 <u>研修部の研修を受講しようとする者は、農業大学校研修部受講願書(様式第2号)に、校長が必要と認める書類を添えて校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入学手続)</p> <p>第21条 養成部への入学を許可された者は、入学を許可された日から10日以内に保証人が連署した誓約書(様式第3号)及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の保証人は、独立の生計を営む成年者2人とし、そのうち1人は保護者でなければならない。</u></p> <p>(欠席)</p> <p>第23条 学生及び研修生は、傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめその理由を付して欠席願(様式第4号)を校長に届け出なければならない。</p> <p>(休学及び退学)</p> <p>第24条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により休学又は退学しようとするときは、休学願(様式第5号)又は退学願(様式第6号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、傷病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。</p>	<p>2 研修部の研修を受講しようとする者は、農業大学校研修部受講願書に、校長が必要と認める書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学手続)</p> <p>第21条 養成部への入学を許可された者は、入学を許可された日から10日以内に保証人が連署した誓約書及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の保証人は、独立の生計を営む成年者2人とする。ただし、入学を許可された者が未成年者の場合は、保証人のうち1人は、申請者の父、母、親権者又は未成年後見人でなければならない。</u></p> <p>(欠席)</p> <p>第23条 学生及び研修生は、傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめその理由を付して欠席願を校長に届け出なければならない。</p> <p>(休学及び退学)</p> <p>第24条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により休学又は退学しようとするときは、休学願又は退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、傷病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 略 (復学)</p> <p>第28条 休学中の学生が復学しようとするときは、復学願(様式第7号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない (進級及び卒業)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 校長は、卒業の認定をした者に対して、卒業証書(様式第8号)を授与する。 (修了証書)</p> <p>第30条 校長は、研修部の所定の課程を修了した者に対し、修了証書(様式第9号)を授与することができる。 (授業料等の減免の手続)</p> <p>第37条 前条第1項の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第10号)を校長に提出しなければならない。</p>	<p>2 略 (復学)</p> <p>第28条 休学中の学生が復学しようとするときは、復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない (進級及び卒業)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 校長は、卒業の認定をした者に対して、卒業証書を授与する。 (修了証書)</p> <p>第30条 校長は、研修部の所定の課程を修了した者に対し、修了証書を授与することができる。 (授業料等の減免の手続)</p> <p>第37条 前条第1項の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書を校長に提出しなければならない。</p>

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。